

「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第一百四十九条第四号中「第四十一条」を「第

四十一條第一項」に改める。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第三条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のよう改正する。

第十四条第一項中「役員を兼ねる」との下に、「同法第四十一条第二項中「前条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と「特定法人等」との下に、「同法第四十七条の二第二項中「第四十条第一項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と「同項を加える。

第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」ととを加える。

第五十条第三号中「第四十条」を「第四十条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第五十二条第一項中「第四十七条の二」を「第四十七条の二第一項」に改め、同条第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第四条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。
2 投資顧問業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該書面を交付したものとみなす。

第十五条に次の二項を加える。
2 前条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する前条第二項前段に規定する方法(内閣府令で定める方法を除く。)

3 前項において準用する前条第二項前段に規定する方法(内閣府令で定める方法を除く。)

により第一項の規定による書面の交付に代え

て行われた当該書面に記載すべき事項の提供

は、顧客の使用に係る電子計算機に備えられ

たファイルへの記録がされた時に当該顧客に

到達したものとみなす。

第十六条に次の二項を加える。

2 第十四条第二項の規定は、前項の規定によ

る書面の交付について準用する。

第二十三条第二項及び第三十二条第三項中「第十六条」を「第十六条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

第三十二条に次の二項を加える。

2 第十四条第二項の規定は、前項の規定によ

る報告書の交付について準用する。

第三十三条中「第十四条(第三号を除く。)、

第十五条を「第十四条第一項第三号を除く。」、

第五十五条第一項及び第二項に、「第十四条中

を「第十四条第一項中」に、「第十五条中」を「第

十五条第一項中」に、「同条第三号」を「同項

第三号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、

「第十六条中」を「第十六条第一項中」に、「同

条第一号」を「同項第一号」に改める。

第五十六条第五号中「第十四条、第十五条又

は第十六条」を「第十四条第一項、第十五条第一項又は第十六条第一項」に改め、同条第七号

中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、

「同条」を「同項」に改める。

附則第三条第二項中「第十四条(第三号を除く。)」を「第十四条(第一項第三号を除く。)」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第五条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。
2 前項第一号の場合は、当該書面に記載すべき事項を交付したものとみなす。

第十五条に次の二項を加える。

2 前項第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

改める。

第六十九条に次の二項を加える。

2 金融先物取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところによ

り、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載

すべき事項を電子情報処理組織を使用する方

法その他の情報通信の技術を利用する方法で

あつて内閣府令で定めるものにより提供する

ことができる。この場合において、当該金融

先物取引業者は、当該書面を交付したものと

みなす。

第七十一条に次の二項を加える。

2 第六十九条第一項の規定は、前項の規定によ

る書面の交付について準用する。この場合

において、同条第二項中「顧客」とあるのは、

「委託者」と読み替えるものとする。

第九十七条第二号中「第六十九条」を「第六

十九条第一項」に、「第七十一条」を「第七十

一条第一項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第六条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一

部を次のように改正する。

第二百九十六条に次の二項を加える。

2 保険仲立人は、前項の規定による書面の交

付に代えて、政令で定めるところにより、当

該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき

事項を電子情報処理組織を使用する方法その

他の情報通信の技術を利用する方法であつて内

閣府令で定めるものにより提供することが可

能である。この場合において、当該保険仲立人

は、当該書面を交付したものとみなす。

第三百九条第八項中「前各項」を「第一項及

び第四項から前項まで」に改め、同項を同条第

十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条

第二項から第六項までを「項ずつ繰り下げ、同

条第一項の次に次の二項を加える。

を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情

報処理組織を使用する方法その他の情報通信

の技術を利用する方法であつて内閣府令で定

めるものにより提供することができる。この

場合において、当該保険会社は、当該書面を

交付したものとみなす。

3 前項前段に規定する方法(内閣府令で定

める方法を除く。)により第一項第一号の規定

による書面の交付に代えて行われた当該書面

に記載すべき事項の提供は、申込者等の使用

に係る電子計算機に備えられたファイルへの

記録がされた時に当該申込者等に到達したも

記録がされた時に当該申込者等に到達したも

のとみなす。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七条 資産の流動化に関する法律(平成十年法

律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第六項を第七項とし、第五項を

第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 取締役は、前項の規定による資産流動化計

画の謄本又は抄本の交付に代えて、政令で定

めるところにより、当該優先出資の申込者の

承諾を得て、当該資産流動化計画の謄本又は

抄本に記載すべき事項を電子情報処理組織を

使用する方法その他の情報通信の技術を利用

する方法であつて内閣府令で定めるものによ

り提供することができる。この場合において、

当該取締役は、当該資産流動化計画の謄本又

は抄本を交付したものとみなす。

第六十条第六項中「特定社債」を「特定社

債」に改め、「について」の下に「第三十八

条第五項の規定は特定社債の応募者から資産流

動化計画の謄本又は抄本の交付の求めがあつた

場合について、それぞれ」を加え、「同条」を「同

法第八十九条」に改め、「取締役」との下

に「、同項中「前項」とあるのは「第百十条第

五項」とを加える。

第六百五十条の四中「取扱い」との下に「、同

法第四十一条第二項中「前条第二項」とあるの

は「証券取引法第四十条第二項」と「前項」

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十一条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

第二十三条次の二項を加える。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとな。

3 前項前段の電磁的方法（財務省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第六十一条第七号中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

第四章 厚生労働省関係

第十三条 消費生活協同組合法（一部改正）

法律第二百号の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「各々」を「各々」に、「基いて」を「基づいて」に、「定を」を「定めを」に改め、同条第二項中「及び」を「又は」に改

め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められて

いるときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができ

る。

第十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同

条第二項の次に次の二項を加える。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は

選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方

法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以

下同じ。）により行うことができる。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められ

ているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁

的方法により提供することができる。この場

合において、当該組合員は、当該書面を提出

したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法（厚生労働省令で定

める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、組合の

使用に係る電子計算機に備えられたファイル

への記録がされた時に当該組合に到達したも

のとみなす。

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

第十四条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「印をおした」を「厚生労働省令で定めるところにより作成した」に改め、同条第三項中「前二項の書面」を「第一項及び第二項の書面並びに前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記

録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをして厚生労働省令で定めるもの）に改め、同項を同条第四項とし、同

条第二項に「記録の写の交付」を「規定によ

り出しなければ」に改め、同項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、電磁的方法により議決

権又は選挙権を行なうことが定款で定められて

いるときは、当該書面の提出に代えて、代理

権を当該電磁的方法により証明することができ

る。

第十七条第五項を同条第六項とし、同条第四

項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同

条第二項の次に次の二項を加える。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前

項の規定による書面をもつてする議決権又は

選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方

法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以

下同じ。）により行うことができる。

3 前項の場合において、電磁的方法により議

決権又は選挙権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、當該組合員は、定款の定めるところにより作成した譲渡証に、それぞれ必要な事項を記載し、かつ、印を押して「ところにより作成した譲受証を」に改め、同条第二項を次のように改める。

第十八条第一項中「様式により作成した譲渡証に」を「ところにより作成した譲渡証を」に、

「様式により作成した譲受証に、それぞれ必要な事項を記載し、かつ、印を押して」を「ところにより作成した譲受証を」に改め、同条第二項を次のように改める。

第十九条第二項中「記録の写の交付」を「規定により作成された記録の開示」に改める。

（覚せい剤取締法の一部改正）

第十七条 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「譲渡証に記載」を「譲渡証に」を「譲受証に記載」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の譲受人は、同項の規定による譲受証の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して「譲受証を」に改め、同条第二項を次のように改める。

第十九条第一項中「譲受証を得て、當該譲受証に記載の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して」を「譲受証を得て、當該譲受証に記載の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して」に改め、同条第二項を次のように改める。

第十九条第二項中「譲受証を得て、當該譲受証に記載の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して」を「譲受証を得て、當該譲受証に記載の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十五条第二号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第十五条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七十七条に次の二項を加える。

2 社会福祉事業の経営者は、前項の規定によ

り、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する

方法であつて厚生労働省令で定めるものによ

り提供することができる。この場合において、當該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交

付したものとみなす。

（結核予防法の一部改正）

第十六条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、

同条第二項中「記録の写の交付」を「規定によ

り作成された記録の開示」に改める。

第十九条第二項中「記録の写の交付」を「規

定により作成された記録の開示」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第十四条第一項中「印をおした」を「厚生労働省令で定めるところにより作成した」に改め、同条第三項中「前二項の書面」を「第一項及び第二

項の書面並びに前項前段に規定する方法が行

われる場合に当該方法において作られる電磁的記

録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをして厚生労働省令で定めるもの）に改め、同項を同条第四項とし、同

条第二項に「記録の写の交付」を「規定によ

り出しなければ」に改め、同項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、電磁的方法により議決

権又は選挙権を行なうことが定款で定められて

いるときは、当該書面の提出に代えて、當該組合員は、定款の定めるところにより作成した譲渡証に、それぞれ必要な事項を記載し、かつ、印を押して「譲受証を得て、當該譲受証に記載の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して」を「譲受証を得て、當該譲受証に記載の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して」に改め、同条第二項を次のように改める。

第十九条第一項中「譲受証を得て、當該譲受証に記載の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して」を「譲受証を得て、當該譲受証に記載の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十五条第二号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第十五条 消費生活協同組合法（昭和二十三年法

律第二百号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「各々」を「各々」に、「基いて」を「基づいて」に、「定を」を「定めを」に改め、同条第二項中「及び」を「又は」に改

め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、電磁的方法により議決

権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十一条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 組合員は、定款で定めるところにより、前

項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報

処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うこと

ができる。

第二十三条次の二項を加える。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、當該組合員は、定款の定めるところにより作成した譲渡証に、それぞれ必要な事項を記載し、かつ、印を押して「譲受証を得て、當該譲受証に記載の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して」を「譲受証を得て、當該譲受証に記載の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して」に改め、同条第二項を次のように改める。

第十九条第一項中「譲受証を得て、當該譲受証に記載の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して」を「譲受証を得て、當該譲受証に記載の交付に代えて、政令で定めるところにより譲受証を交付し、かつ、印を押して」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十五条第二号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第十五条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七十七条に次の二項を加える。

2 社会福祉事業の経営者は、前項の規定によ

り、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する

けた者において、当該覚せい剤の譲受又は譲渡の日から二年間、保存しなければならない。

第二十条の十第一項中「様式により作成した譲渡証に」を「ところにより作成した譲渡証に」に改め、「譲受証に、それぞれ必要な事項を記載し、かつ、印をおして」を「ところにより作成した譲受証を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の譲受人は、同項の規定による譲受証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該相手方の承諾を得て、当該譲受証に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該譲受人は、当該譲受証を交付したものとみなす。

第三十条の十に次の二項を加える。

3 第一項の譲受証若しくは譲渡証又は前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録は、当該交付又は提供を受けた者において、当該覚せい剤原料の譲受又は譲渡の日から二年間、保存しなければならない。

第四十二条第三号中「譲渡証又は」を「譲渡証若しくは」に、「それに虚偽の記載をした」を「これに虚偽の記載をし、若しくは同条第三項(譲渡証及び譲受証並びに電磁的記録の保存)に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした」に改め、同条第四号中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、「譲受証」の下に「並びに電磁的記録」を加え、同条第十六号中「記載をした」を「記載をし、若しくは同条第三項(譲渡証及び譲受証並びに電磁的記録の保存)に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした」に改める。

第四十二条の二第一号中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改め、「譲受証」の下に「並びに電磁的記録」を加え、同条第五号中

「第三十条の十第二項」を「第三十条の十第三項」に改め、「譲受証」の下に「並びに電磁的記録」に加える。

第十八条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「の定める様式により作成し、押印した」を「で定めるところにより作成した」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の麻薬営業者は、同項の規定による譲受証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該譲受証に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該譲受人は、当該譲受証を交付したものとみなす。

第三十条の十に次の二項を加える。

3 第一項の譲受証若しくは譲渡証又は前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録は、当該交付又は提供を受けた者において、当該覚せい剤原料の譲受又は譲渡の日から二年間、保存しなければならない。

第七十条第八号中「又は」を「若しくは」に、「記載をした」を「記載をし、若しくは同条第三項(譲渡証及び譲受証並びに電磁的記録の保存)に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした」に改め、同条第九号中「第三十二条第一項」を「第三十二条第三項」に改める。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一改正)

第十九条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「各々一箇」を「各々一個」に改め、同条第五項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該

電磁的方法により証明することができる。

第十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第三十一条第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加える。

第四十一条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。(この場合において、当該交付又は提供を受けた者において、交付又は提供を受けた日から二年間、保存しなければならない。

第三十二条に次の二項を加える。

3 第一項の譲受証は、同項の規定による文書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。は、当該交付又は提供を受けた業局開設者等に、当該方法において作られる電磁的記録(電子的・磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録である)により、当該毒薬又は劇薬の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

4 前項前段の電磁的方法(厚生労働省令で定める方法を除く)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該業局開設者等は、当該文書の交付を受けたものとみなす。

第六十九条第一項及び第二項中「第四十六条第一項若しくは第三項」を「第四十六条第一項若しくは第四項」に改める。

第八十六条第一項第五号中「第三項」を「第四項」に改める。

に、「代る」を「代わる」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十五条の十第一項及び第五十六条中「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改める。

第十二条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「若しくは販売業者」の下に「(第三項及び第四項において「業局開設者等」という。)」を加え、「かつ、譲受人の署名又は記名押印のある」を「厚生労働省令で定めるところにより作成された」に改め、同条第

三項中「文書は、譲渡人において」を「文書及び前項前段に規定する方法が行われる場合に記載すべき事項について電子情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の業局開設者等は、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第三十一条第三項中「書面」の下に「又は電

磁的方法」を加える。

第四十一条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該業局開設者等は、当該文書の交付を受けたものとみなす。

第六十九条第一項及び第二項中「第四十六条第一項若しくは第三項」を「第四十六条第一項若しくは第四項」に改める。

第八十六条第一項第五号中「第三項」を「第四項」に改める。

の「又は前条第一項」に改める。

第九条の三第一項中「第八条から第九条まで」を「第八条、第八条の二又は第九条第一項」に改める。

第二十三条第四号中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一
部改正)

第四十一条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「説明した報告書」を「説明し又は記録した報告書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の二 商品投資販売業者は、第十六条

若しくは第十七条の規定による書面の交付又は前条第一項の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客

の承諾を得て、当該書面又は報告書に記載すべき概要又は事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該商品投資販売業者は、当該書面又は報告書を交付したものとみなす。

2 前項前段に規定する方法(主務省令で定める方法を除く。)により第十七条の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該顧客に到達したものとみなす。

第十五条第一項中「前条」を「第五十八条」に改める。

第十六条第一項中「第五十八条」を「から第五十八条の二まで」に改める。

2 前項前段に規定する方法(主務省令で定める方法を除く。)により前条の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該顧客に到達したものとみなす。

第十七条第一項中「前条」を「第五十八条」に改める。

第十八条第一項中「第五十八条」を「から第五十八条の二まで」に改める。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の

規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、

電子情報処理組織を使用する方法その他の情

条」とあるのは「第三十五条、第三十六条若しくは第三十八条」と、「前条第一項」とあるのは「第三十七条」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第四十六条中「第十九条まで」を「第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。)、第十九条」に改め、「第十八条まで」の下に「第十八条の二(第四十三

条において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十五条第五号中「報告書」の下に「若しくは電磁的記録」を加え、「記載しない」を「記載若しくは記録しない」に、「記載の」を「記

載若しくは記録の」に改める。

第五十六条ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の次に次の二条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五条第一項に改め、同条の次に次の二条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五条第一項に改め、同条の次に次の二条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五条第一項に改め、同条の次に次の二条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五条第一項に改め、同条の次に次の二条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五条第一項に改め、同条の次に次の二条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五条第一項に改め、同条の次に次の二条を加える。

(建設業法の一部改正)

第十四条第一項に次の一項を加える。

第十五条第一項に次の一項を加える。

第十六条第一項に次の一項を加える。

第十七条第一項に次の一項を加える。

第十一條第一項中「第九条まで」を「第五条まで若しくは第六条から第九条まで」に改める。

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第十四条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第十五条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第十六条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第十七条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第十八条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第十九條第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第二十条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第二十一条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第二十二条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第二十三条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第二十四条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第二十五条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第二十六条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第二十七条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第二十八条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第二十九條第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第三十条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第三十一条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第三十二条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第三十三条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第三十四条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第三十五条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第三十六条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第三十七条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第三十八条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第三十九條第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第四十条第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができるものとみなす。

この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じたものとみなす。

第十九條第一項に改め、「第五条第一項」に改め、「あるのは」に改める。

第二十三条に次の二項を加える。

2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(測量法の一部改正)

第四十五条 測量法（昭和二十四年法律第一百八十八号）の一部を次の二項に改定する。

第五十六条の二に次の二項を加える。

3 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第四十七条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七百七十六号）の一部を次の二項に改定する。

第五十四条に次の二項を加える。

5 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものとみなす。

6 宅地建物取引業者は、当該各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(建築士法の一部改正)

第四十六条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改定する。

二 第二十条第三項中「前項」を「第一項」と改め、「報告書」の下に「（前項前段に規定する方

法により報告が行われた場合にあつては、当該報告の内容）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 建築士は、前項の規定による文書での報告に代えて、政令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該結果を電子情報処理組織を使用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより報告することができる。この場合において、当該建築士は、当該文書での報告をしたものとみなす。

措置

第四十一条の二に次の二項を加える。

6 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して国土交通省令で定める措置を定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令で定めるものを講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

7 第二十四条の五に次の二項を加える。

2 第二十条第三項の規定は、前項の規定による建築士事務所の開設者による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「当該結果」と、「報告する」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と読み替えるものとする。

8 第二項第一号に掲げる措置のうち、当該手付金等寄託契約を証する書面を買主に交付する措置

(旅行業法の一部改正)

第四十八条 旅行業法（昭和二十七年法律第三十九号）の一部を次の二項に改定する。

9 第十二条の四に次の二項を加える。

3 旅行業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該積立式宅地建物販売契約款を得て、当該積立式宅地建物販売契約款に記載された事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該積立式宅地建物販売契約款を交付したものとみなす。

4 積立式宅地建物販売業者は、第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項に規定する積立式宅地建物販売の契約の相手方の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該積立式宅地建物販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

5 旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該旅行業者は、当該書面を交付したものとみなす。

6 第十二条の五に次の二項を加える。

7 旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置又は当該旅行の行程に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正

8 第十五条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の二項を加える。

3 対象建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定める

国土交通省令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行業者が等は、当該書面を交付したものとみなす。

9 (積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第六条法律（昭和四十六年法律第七百十一号）の一部を次の二項に改定する。

3 積立式宅地建物販売業者は、第一項の規定による積立式宅地建物販売契約款の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項に規定する積立式宅地建物販売の相手方の承諾を得て、当該積立式宅地建物販売契約款に記載された事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該積立式宅地建物販売契約款を得て、当該積立式宅地建物販売契約款を交付したものとみなす。

4 第三十四条に次の二項を加える。

5 第四十九条 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第七百十一号）の一部を次の二項に改定する。

3 積立式宅地建物販売業者は、第一項の規定による積立式宅地建物販売契約款の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項に規定する積立式宅地建物販売の相手方の承諾を得て、当該積立式宅地建物販売契約款に記載された事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該積立式宅地建物販売契約款を得て、当該積立式宅地建物販売契約款を交付したものとみなす。

4 第四十四条に次の二項を加える。

5 第五十五条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第七百四号）の一部を改定する。

6 第五十三条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の二項を加える。

3 対象建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定める

ところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして主務省令で定めるものを講ずることができ。この場合において、当該主務省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

第十八条に次の一項を加える。

3 対象建設工事の元請業者は、第一項の規定による書面による報告に代えて、政令で定めるところにより、同項の発注者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該元請業者は、当該書面による報告をしたものとみなす。

第四十四条第二項中「第十三条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条及び附則第四条の規定 公布の日
二 第十条中電波法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定 平成十三年一月六日
(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(漁業協同組合合併促進法の一部改正)

第三条 漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項及び附則第四項中「第八条第五項」を「第八条第七項」に改める。
(訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一
部を改正する法律の一部改正)

第四条 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成十二年法律第二号)の一部を改正する。

第一条のうち、訪問販売等に関する法律第二号の一部を次のように改正する。

十三条第四号の改正規定中「第九条」を「第九条第一項」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同法第九条の三第一項の改正規定中「第八条から第九条まで」を「第八条、第八条の二又は第九条第一項」に、「第十一条から第十三条まで」を「第十一条、第十二条又は第十三条第一項」に改め、同法第九条の二の改正規定中「違反した」を「第八条、第八条の二」を「第十一条、第十二条」に、「違反した」に改める。
第二条のうち、割賦販賣法第四条の二第二項の改正規定中「第四条の二第二項」を「第四条の三第二項」に改め、同法第四条の三第八項の改正規定中「第四条の三第八項」を「第四条の四第八項」に改め、同法第八条の改正規定中「第四条の三」を「第四条の四」に改める。

平成十二年十一月二十日印刷

平成十二年十一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F